

兵庫県における過労死防止の取り組みの経過と現状

西垣迪世（兵庫家族の会）

過労死防止兵庫センターの共同代表幹事をさせていただいておりますが、もうお一人の共同代表は、今日、来てくださっております藤原精吾弁護士さんです。それから二つ目の肩書きに書いてあります過労死防止基本法制定兵庫実行委員会、これは法律を作るために全国実行委員会の地方版を作ったものです。その実行委員会の、もう今、解散して、兵庫センターに発展的に解消しておりますので元となりましたが、事務局長をやっております。これは私、人生で2回目の立候補です。今更と言われるかもしれませんが、目立たないことを目標に生きてきた人間でしたので、授業中も手をよう上げない子でした。でもこれは立候補せざるを得ないと思ひまして、私、やると言いました。それが事務局長です。めちゃくちゃ大変でした。夜寝る時間がなくて過労死しそうなぐらいでした。それから一番元は、私、兵庫労災を考える家族の会、いわゆる過労死家族の会です。の、今、森川さんという方と共同代表をさせていただいております。

本日は、私が皆様に何をお伝えできるかと言いますと、一つ目は、なぜ遺族が過労死防止法を作り、その後も引き続き過労死を防止するために活動しているのか、ということが1点だと思います。それから2点目は、兵庫の取り組みを紹介させていただいて、長所、短所、様々ございますが、その中から各県の方々にはぜひ良いところ取りでも、悪いところ、あれ直そう、でも結構ですから、ご参考にしていただければ、そのたたき台になればと思っております。

実は息子の事件についての説明は、今日、時間があまり無いと思ひますので、これ、息子の裁判が終わったときに作りました報告集の抜粋版になりますが、薄い冊子を、全部はございません。でも持って下さっている方、たくさんいらっしゃいますので、必要な方はお取り下さい。結構詳しく書いてあります。それから大阪家族の会の田村さんが、私がテレビに出ましたときの、息子の事件の紹介、それから過労死防止法を作るときにテレビに出た分のDVDですね、これを作って下さいました。これはそんなに数はありません。更にこれ、息子の友だちがダビングしてくれたのですが、この間、元勤務していた啓明学院高校がNHKの全国コンテストで優秀賞をとりました「息子が残した宿題」、私に取材をしてひとつのラジオ作品を作り上げてくれました。そのCDです。ただ、シンポジウムにはプロセスユニークさん、業者さんが持っておられますので、その他の何か過労死に関する集会等をされるときにご入り用でしたら、今日、いくらか持ってきておりますので、後でお伝え下さいませ。

1 番目ですね。「息子を過労死で亡くして」。息子は 10 年前の 1 月に 27 歳で、大手電機メーカー、富士通です、の、100%子会社、富士通 SSL の過重労働により亡くなりました。1 点だけ申しますと、37 時間連続勤務を含む長時間労働。それから徹夜して仕上げたのに朝になったら仕様を変更するというむなしさ。これが一番きつかったようです。それから 2, 3 日ごとにノルマ、ノルマ。このところまで仕上げないと。で、息子は結構、この仕事が好きで、かなりの技術を持っておりましたので、先輩と一緒にのところに組み込まれて、日々、長時間労働に苦しんでいたようです。

その後すぐ、亡くなった後ですね、労基署に労災申請をしたら、なぜか、親戚が探してくれたんですが、企業側の顧問弁護士をされている方だったようで、ひとりでやってらっしゃい、と。大丈夫です、と。労基署行って必要なことをばばっと書き込んだら大丈夫ですと言われまして、もう大変な目に遭いました。それからその 1 年半後ですね、1 年 8 ヶ月ぐらいになりますが、不支給決定が出ました。そして 2009 年の 2 月から行政訴訟が始まりました。このときにお世話になりましたのが、川人弁護士、須田弁護士、そして医学意見書は天笠先生に書いていただきました。そして 11 年の 3 月に東京地裁で勝訴し、厚労省は控訴をしませんでした。控訴をできないほど判決文にすべて書かれていたと。これは労災ですと。ごめんなさい、と。川崎北労基署の方が謝って下さいました。このときには息子の同僚の木谷くん、それから串尾くん、その他の方たちが、現職であった方も含めて協力をして下さいました。そしてその翌年、12 年の 6 月に会社側と労働条件の改善を含む和解が成立いたしました。これは裁判にはならなかったんです。息子の同僚をやはり守りたいと。そして私に謝罪して下さいるなら、過労死が起きない状況にさせていただくことが本当の謝罪でしょうと。言葉だけの謝罪では私は信用できませんという思いがありましたので、今も実行していただいております。

息子は、実は、私のたったひとりの、子どもです。その子を亡くし、なぜ息子が死ななければならなかったのか。それが一番知りたいことでした。たくさんの方に応援していただきました。実は私の友だちが支援の会を作ってくれて、全国の署名活動につなげて下さった方もありました。その中でだんだん、息子が、せつかく私が育てた大事な息子が、人間扱いされていなかったということを知ることになりました。この冊子にも書いてありますが、息子のブログには、「もっと健康的に生きたい。」「ふつうに働いてふつうに生活をしたいものだ。」「日本人ってなんでこんなに働くのでしょうかね。」「このまま生きていくのは死ぬより辛い。」「おかんひとり残して死ぬことはできない。」息子の心は揺れながら、でも治療薬を過量服用しまして亡くなりました。自死か事故死かは不明ですが、息子には希死念慮は確かにありました。

その中で私は本当に日本の将来を背負う、親が必死に育てた、家庭の中の本当に大事な未来を照らす子どもを、いったいなぜ国は、会社は殺すのだと。ここが一番納得できないことでした。ですから息子だけじゃなくて二度とこういうことはもう出してほしくない。

我が家の未来はもうありませんが、国の未来もこのままでは無くなるでしょう。何とかするべきでしょう。してほしいじゃなくてするべきだと、そうしないと子どもを亡くした親は納得できませんよ、ということを書いていながら、これは過労死防止法を作るしかないという活動を始めました。これはまさにあのが残した私の宿題だったかもしれません。

でもスムーズに進んだわけではなくて、息子のところへ行きたいと思っていました。息子にもう一度会いたい。もう一度おしゃべりしたい。もう一度一緒にデートしたい。いろんなことを思っていました。思えど身体は動かず、裁判をしようと言った弁護士さんが言って下さっても決断が付きませんでした。そのときに助けて下さったのが、全国の過労死家族の会の仲間です。寺西さんが電話をかけてきてくれたんですが、本当にたくさん教えていただき、たくさんのお話を聞いて下さりました。でもそのとき寺西さんに捕まったから、私が今、ここにいるのかもしれないなと思ったりしておりますが、息子と私の恩人であります。

そして2008年に大阪家族の会や兵庫家族の会にも入りまして、全国過労死家族の会の兵庫代表になりました。そして先ほど言いました事務局長、これ、実行委員会を作り、その後、共同代表ですね。で、その途中には、私の裁判の判決が出る直前に、神戸新聞さん、産経新聞さんが記事を書いてくださいました。そしてその後やはり神戸新聞さん、今日も来てくださっていますが、中部記者が、「西垣さん、思うこといっぱいあるでしょう。何でも書いて下さい。新聞載せますから。」と言って下さいました。そのときに書いた文章が私の意見文です。「過労死防止法で若者を守れ」という文書です。これはこの冊子に入っております。

2番目は、ここは簡単にいきたいと思います。2008年から全国家族の会の取り組みには参加しております。それから防止法制定の活動に関しては、これも今まで寺西さんが詳しくいろんなところで報告されていますので、各地の3遺族、これは大阪・兵庫・岡山の遺族が何とかしてほしいと国会議員さんに訴えたところから始まっているのですが、実は私はその2008年の過労死弁護団の総会とか労働弁護団の決議とか、民主党のマニフェストとか、何も知りませんでした。ですからそれを受けてではなく、私たちは私たちに思っていたことを先生たちが、弁護士さんが決議しておられたことで受けて下さった、両方からの関係があったのではないかと考えております。そして過労死防止法制定の全国実行委員会が結成されたときに、全国事務局長の岩城先生が「地域実行委員会の結成を！」とおっしゃったんです。あ、そうですか、と思いました。それなら兵庫でも作らないと、と、至って素直に思いました。

3番目は少し飛ばしまして、次のページですね。兵庫の国会議員さんが超党派議員連盟の第1回目の各党世話人代表を紹介して下さいました。福岡先生でした。三代目で今、馳先

生が引き受けてくださっております。

次、4番に行きます。兵庫実行委員会の活動ですが、兵庫は私が入る前に、弁護士さんたちが1988年に過労ストレス研究会、これは、兵庫の過労死弁護団です。を、設立され、過労死110番を始めておられた中で、2002年に兵庫労災を考える家族の会が作られております。そして私が入らせていただいて、国会議員さんへ働きかけることになるわけですが、私たち、私が兵庫で動こうと思ったときも、私ひとりでは動く力はまったくありませんので、寺西さんや森岡先生や、たくさんの方のお力を借りました。飛んできて下さって一緒をお願いして下さいました。その中で、実は国会議員さんがおっしゃったことは、個別事件の労災認定のためには動けない。西垣さんの息子さんの労災認定のために議員は動けないよ、と。でも、国全体のことなら、それは自分たちの仕事だ、というふうに言って下さいました。そして過労死を防ぐには自殺対策基本法と同じように、過労死防止基本法が必要だ。これは当時の民主党の国会議員さんが初めて「過労死防止基本法」という言葉を発して下さいました。私たちは、あ、そうなんだ、というふうに思いました。ただ、超党派でなければこれは実現しないよ、ということも教えて下さいました。ここから実は、私たちの、兵庫の活動の基盤と言いますか、考え方と言いますか、が、定まってきたように思います。

そして院内集会があり、2012年ですね。これは全国実行委員会の結成を受けて、全国で一斉署名活動があり、初めて神戸で署名活動を行いました。三宮、元町、それから神戸。そして2月に兵庫実行委員会の準備会を開きまして、3月に、これは苦肉の策というか、一生懸命知恵を絞りました。「神戸市議会全党全会派の皆様へ」という文書を作りました。で、FAXをお送りした後、全党にお電話でアポを依頼しました。すべての方に私たちはお会いしたいです。ぜひ会って下さい。その中で、実は自民党の方が、これはある政党に偏った運動ではないのですねとおっしゃいました。もちろんそうではありません。全部の党の先生たちにお会いしたい活動です、と。それならば相談に乗ってあげましょう。いらっしゃい、と言って下さいました。実は神戸の酒鬼薔薇聖斗事件がありまして、犯罪被害者を守ろうという運動に、この議員さんたちは取り組んでおられました。それは政党関係無しに動いておられたということもありまして、その方が、あなたたちはその被害者の遺族と同じだよ、と。できることはしよう、と、助けてあげようというふうに言って下さいました。で、ひとつだけ話を聞いて下さらなかつた会派もありますが、でも、議会のときは賛成して下さいました。

そしてその年の5月に過労死防止法制定兵庫実行委員会を設立しました。弁護士さん、遺族と、そして市議会の与野党の先生が来て下さいました。県会議員さんも、お願いしていなかったんですが、駆けつけて下さいました。そして複数の労組の方も来て下さいました。その中でいろんな役割を決めまして、議員さんや労組の方たちには世話人、実行委員会の世話人に、その場でお願いしました。たぶんその場なので、ちょっと断りにくかった

のかもしれませんが、ああ、いいよ、いいよと、皆さん引き受けて下さいました。で、事務局は家族の会でした。その中で、議員への働きかけ、そして署名活動とともに世論を起こすことを大事にしなければいけないと。地方議会の意見書採択が有効だし、ぜひマスコミへの報道依頼を下さい、と。ともかく世論を起こさないと、そんな法律はできないよ、ということ、自民党の市議さんが教えて下さったんです。私はその後から、このことをともかくやっ払いこうと。兵庫でも全国でもできるだけ、と思って進んできただけ。大きな、やはり作戦の根本になったと思います。そして小宮山厚労大臣さんにも兵庫からつないでいただきました。それから公明党の山口代表との面談にもつないでいただきました。それには公明党の県会議員さんがたくさん力を貸して下さいました。

そして署名は兵庫でたくさん集めまして、目標が4万5千だったんですが、7万6千集まりました。この中には連合兵庫の4万筆が入っております。そして意見書採択も8自治体。神戸市議会は政令指定都市で1番目。兵庫県議会は県段階では1番目でした。その後、私は実はもう東京のほうに中心的に動いてしまいましたので、篠山、姫路、芦屋、三田、豊岡等は地元の遺族と、豊岡は市職の労働組合さんが意見書採択に動いて下さいました。

そして超党派の地元国会議員さんが、更に先ほど岩城先生がおっしゃった、単なる調査法に成り下がろうとしていたときに、いや、それでは国会議員としての責任は果たせんやろ、と。調査やったら法律が無くてでもできると。立法府の議員として、ちゃんと過労死を防ぐ法律を作るべきだ、というふうに兵庫選出の自民党国会議員さんが言って下さいました。びっくりしましたが、防止法の危ういところでしたが、助かりました。いろんなところで助けていただいたんだと思います。

この兵庫実行委員会は、全国事務局長の岩城先生のおっしゃることを一生懸命がんばりながら、全国の牽引車としての役割を果たそうと努めて参りました。その特徴は、超党派の市会・県会・国会議員のご支援があったこと。幅広い参加の労組の署名活動へのご協力があったこと。そして弁護士と遺族と他団体の活動がセットで行われたこと。それから4番目に神戸新聞を始め大手新聞社・関西テレビ・サンテレビ、それからNHK、あとは読売ですね、等の報道機関が協力して下さいました。その中でだんだん過労死の実態が広がっていったのではないかと考えています。

次に5番目のところでは、これは寺西さんと、東京の中原さんの応援に行こうと。中原さんが主に国会議員さん対策はして下さいましたので、その応援に駆けつけました。そのときも寺西さんに、ひとりやったら大変やけど、ふたりやったら行けるかなあとおっしゃってしまいました。ひとはちょっときついですよね、って。ふたりやったらいけるよな、と。ほな、行きましようか、ということになったのを思い出します。

そして6番ですね。ここは自民党の国会議員さんの会議で、家族の会でプレゼンをせよ、ということもありました。

それから7番。大綱の作成に積極的に関与しようと。そして各自治体での取り組みの促進と関与を進めようと。そして実効性のある法律にしようというふうに活動を進めました。実は、法律を作ってしまったので、そのまま置いておくわけにはいかない。作ったからには役に立つものにしなければ、皆さんがたのご苦勞、それは無駄にしたくないと思って、その後も必死に動きました。思えばやはり全国からの課題を、可能な範囲で兵庫で実践してきたものだと思います。

それから8番ですが、兵庫モデルを作ろうと、ちょっと偉そうに思っていました、今、あんまりそんなに思ってません。でも、がんばろうと思っております。

それから兵庫実行委員会の成果を、法律ができた後、私がこの歳で実は森岡先生と同年なので、この歳で事務局長は続けるのは無理だと思ひまして、弁護士さんをお願いしました。そして今日も来て下さっていますが、若い兵庫の弁護士さんが、兵庫センターの事務局長を引き受けて下さいました。私は命拾いしましたが、先生が倒れられないように支えなければと思ひました。

それで兵庫センターの体制はそこに書いてあるとおりです。シンポジウムも1回目、2回目、行いました。経営者協会からたくさん、1年目、参加して下さいました。昨年度は各労働組合が動員して下さいました。お願いしました、動員して下さいと。目標を自ら設定して下さい、それならこだけ出すわ、というふうに応援して下さいました。

それから9番。今、兵庫センターがどうしているかということですね。そこを見ていただいたら分かるように、兵庫労働局との面談をまめにやっております。それから労組、それから労働安全センターにもご挨拶に行つて、連絡を取らせていただいています。それから法律ができた後の報告活動もずいぶんやりました。昨年のシンポジウムは226名。企業の方がリレートークに、社長さんが出て下さいました。そして次年度の活動方針で、一番考えていることは、事務局体制の強化です。社労士さんも入つて下さいました。いの健さんも入つて下さいました。少しずつ強くなつてきているかなと思ひます。今年のシンポジウムは、兵庫労働局の会議室をお借りして、そこに他団体もお呼びして来ていただいて、シンポジウムの企画をともに立て、ともに参加呼びかけ等をしようというふうを考えております。

それから後、資料につけております新聞記事は、1枚目は、兵庫センター設立のときの記者会見です。そこに写つていますが、森川さんと今西弁護士です。それからもうひとつは、これは神戸新聞デスクの中部さんのご推薦で、神戸新聞の社会賞というのをいただくことになりましたが、これは中部さんの大きな作戦です。社会賞をもらつていれば、家族の会が報道をお願いしたときに断りにくいだろうということを考えて、援護してくださつたようです。私はちょっと、あんまりもう写真が大きく出るのは嫌やと思つて、歳も出る

のも嫌やと思ったんですが、実は遺族の方が、本当にご主人を亡くされてどうしよう、という方が、その記事を見て、私、勇気が出ました、がんばります、と言って下さったので、それは良かったかなと思っています。

実は今、県知事や神戸市長にも面談の段取りも進んでおります。また、兵庫県は、100万人署名の署名数では全国で2番目の数というのが発表されております。ただ、私はあくまで普通のおばちゃん、息子と一緒に一生を楽しく暮らしたかったです。でも、たくさんの方に支えられて、やはりやりかけたからにはやれるところまではやろうと思っています。その中で今、やはり後に続く人たちを大切にしようと思っています。でも大切に、ってそれ、西垣さん、おしり叩いてるのと違う？って言われることもあるんですが、はい。でも、一生懸命大切に、兵庫の運動を育てていきたいと思えます。

拙い報告ですが、ご静聴ありがとうございました。